

第 25 回群馬県女子サッカーリーグ運営要項

【群馬県サッカー協会女子連盟】

第 1 条 この運営要項は日本サッカー協会競技規約に基づき、第 8 章第 18 条に基づくものである。

第 2 条 運営委員長

運営委員長はこのリーグを代表し、且つ業務執行を統轄する。

第 3 条 運営委員

3-1 副委員長は委員長を補佐する。

3-2 運営委員は委員長を補佐し各関係業務を担当別に処理すると共に委員長に報告し、リーグ運営の業務を処理する。

第 4 条 担当業務

4-1 総務担当 渉外、登録、競技日程の編成、競技場借用、経理関係議事録、連絡、会計その他担当に属さない一切の業務を処理する。

4-2 広報担当 記録、プログラム発表等広報の業務を処理する。

4-3 審判担当 審判の割り当て、依頼、登録、育成及び技術向上に関する協力事項

第 5 条 会 計

5-1 総務担当委員は当該年度の予算及び前年度の決算を作成して運営委員会に提出し、監事の承認を得る。

5-2 加盟チームは毎年定められた期日までに会費を運営委員会に納入する。

5-3 このリーグの収入は次の通りとする。

1. 会費収入 2. 事業収入 3. 寄付金収入 4. その他の収入

5-4 このリーグの支出は次の通りとする。

1. 事務費 2. 競技場使用料 3. 審判費 4. 印刷費
5. 会場費 6. 通信費 7. その他

第 6 条 選手の資格・登録

6-1 このリーグに登録できる選手は、群馬県サッカー協会加盟チームの選手であり、且つその年度に日本サッカー協会女子の手続を完了したものである事。

6-2 選手登録追加は登録手続を完了すれば随時認める。

6-3 選手の移籍は群馬県サッカー協会に移籍手続きをして移籍することができるが、その事実をすみやかに運営委員長に通知することとする。なお、出場は移籍手続きを完了してから 30 日後とする。

6-4 選手の資格に疑義が生じたときは運営委員会で審議決定する。

6-5 各リーグ運営委員会はリーグ戦開始前にメンバーの資格認定を行う。

6-6 外国選手の登録については日本サッカー協会の規定にならうものとする。

第 7 条 登録番号およびユニホーム

7-1 登録選手には番号を付ける事としその番号はユニホームの背番号と同一である事。但し、試合開始前に相手チームおよび審判員に了解を得た場合はこの限りでない。

- 7-2 ユニホームは出来る限り色の違ったものを2着登録すること。
- 7-3 試合に着用するユニホームについては、試合の都度両チームの話し合いにより決定する。

第8条 組み合わせおよび日程

- 8-1 1部、2部リーグともに、T回総当たりとし順位を決定する。
- 8-2 組み合わせおよび試合日程については、各部の運営委員会で決定する。
- 8-3 入れ替え戦については別項に定めることとする。

第9条 審判員

- 9-1 本リーグの審判は女子委員会審判部から派遣された公認審判員及び加盟各チームに登録された帯同審判員から相互に審判を行う事を原則とする。
- 9-2 入れ替え戦は女子委員会審判部から派遣された公認審判員が行う。

第10条 表彰

- 10-1 全日程が終了した時点でその成績に基づき表彰を行う。
- 10-2 表彰は各部リーグ別に表彰する。この場合2部ブロックに分かれているときはブロック別に表彰する。
- 10-3 個人表彰は各部別に次の表彰を行う。
 - 最優秀選手 1部・2部
ただし2部においてプレーオフが行われる場合は、プレーオフ参加選手から選出する。
 - 得点王 1部・2部
2部がブロック別で行われる場合は、ブロックごとに表彰する。
 - ベストイレブン 1部

第11条 試合方法と試合時間

- 11-1 試合時間は、1部リーグについて30分ハーフとし、2部リーグについては25分ハーフとする。
- 11-2 選手交代は交代予定者を試合開始までにメンバー用紙に7人記入提出し、その内の選手以外は交代出場する事が出来ない。
- 11-3 選手交代はゴールキーパーを含めて、試合終了までに随時7名まで認められる。交代した選手はその後も交代要員として再び出場することができる。
- 11-4 交代選手は交代用紙に所定の事項を記入の上、ハーフライン付近で副審に合図し、退場する選手がコート外に出てから主審の合図で中に入る。

第12条 順位の決定

- 試合の勝者には3点、引き分けは1点、敗者には0点が与えられる。ただし、不戦敗は-1点とする。
勝点の多い順に上位とする。
勝点の合計が同一の場合は次の順序により決定する。
- ①ゴールディファレンス（得失点差）
 - ②全試合の総得点の多い順
 - ③当該チームの対戦成績
 - ④抽選

第13条 試合球

試合球は日本サッカー協会競技規則に準じ公認球とする。また、試合球は各チーム1個持ち寄り審判が決定する。

第14条 不戦敗

- 14-1 試合開始10分過ぎても7人未満の場合は不戦敗とする。
- 14-2 試合1週間前までに各リーグ担当者にその試合を棄権する旨を通知し、且つ対戦相手チーム、審判及び会場責任者に連絡をとり、その試合を棄権した場合のみ不戦敗を認め、対戦スコアを0-5とする。
- 14-3 不戦敗は勝点を-1とする。

第15条 警告・退場

- 15-1 リーグ戦期間中警告を2回受ければ、次の1試合に出場出来ない。
- 15-2 試合中、主審に退場処分を受けた選手は次のT試合の出場を停止する。
それ以後の処置については女子規律委員会において裁定する。
- 15-3 最終試合において2回目の警告及び退場を受けた場合には、入れ替え戦が次年度のリーグ初戦に出場出来ない。

第16条 入れ替え戦等

各部リーグの成績により、チームの入れ替えを行う。

- 16-1 1部リーグ最下位チームは、2部リーグの1位チームと自動的に入れ替わる。
- 16-2 1部リーグの最下位から2位のチームと、2部リーグの2位チームとで入れ替え戦を行う。
入れ替え戦は1試合、試合時間は60分とし、時間内に決しない時は延長戦10分ハーフを行う。引き分けの場合は1部リーグのチームの残留とする。
- 16-3 2部が2ブロックの場合は、両ブロックの上位2チームによるプレーオフを実施し、1位から4位を確定する。
試合は、各ブロック上位同士(①)と2位同士(②)が対戦し①の勝者を2部リーグの1位とし、①の敗者と②の勝者が対戦し(③)、勝者を2部リーグの2位として、上記16-2の該当チームとする。③の敗者を2部リーグの3位、②の敗者を4位とする。
試合時間は、すべて50分間とし時間内に決しないときは、①以外はPK戦を行う。①において時間内に決しない時は延長戦↓0分ハーフを行い、なお決しないときはPK戦を行う。
- 16-4 1部リーグにおいて、上記該当チーム以外に、関東リーグへの昇格チーム、リーグ離脱チーム等が生じた場合は、上記↓16-2の入れ替え戦の敗者から16-3で確定した順位により、順次1部に繰り上がるものとする。なお、1部最下位により降格のチームは、入れ替え戦の敗者が1部リーグのチームの場合はその下位、敗者が2部リーグの場合その上位に位置づけるものとする。

第17条 怪我や事故の扱い

試合中の事故や怪我の場合は、当該チームの責任において処理する。
参加チームは必ず傷害保険に加入のこと。